

入札者の心得

- 1 入札書は、売却区分ごとに別用紙を使用してください。
- 2 代理人が入札するときは、あらかじめ委任状を提出してください。
- 3 公売保証金の提供を要する公売財産についての入札は、その提供後でなければ入札できません。
- 4 入札書には、入札者の住所、氏名、連絡先（電話番号）、入札価額及び売却区分の番号を記入してください。
なお、入札者が代理人のときは、本人の住所、氏名、連絡先（電話番号）及び代理人の住所、氏名、連絡先（電話番号）を記載してください。
また、公売財産が消費税・地方消費税の課税財産である場合には、入札価額の欄に記載された金額は、消費税・地方消費税を含む金額として取り扱われます。
- 5 字体は、はっきりと書いてください。また、訂正したり抹消したりしないでください。書き損じたときは訂正しないで、新たな入札書を使用してください。（ペン又はボールペンを必ず使用し、鉛筆は使用しないでください。）
- 6 一度提出した入札書は、引換え、変更又は取消しをすることはできません。
- 7 公売財産が不動産である場合において、入札者は、陳述書により暴力団員等でないことを陳述しなければ、入札をすることができません。
- 8 公売保証金は、公売場所に用意してある封筒の中に入れて封をし、封筒の表に所要事項を記載の上、入札前に納付してください。
- 9 次のいずれかに該当する入札は無効とします。
 - (1) 入札書の記入すべき事項に漏れがあるもの又は記載された事項が判読できないもの
 - (2) 入札書に記載された事項を訂正したもの
 - (3) 公売保証金を納付すべきもので、入札前に納付しないもの、又は納付した額が公告した額に満たないもの
- 10 次のいずれかに該当すると認められる事実がある者については、入札がなかったものとし、又は最高価申込者の決定を取り消します。
 - (1) 入札をしようとする者の公売への参加若しくは入札、最高価申込者の決定、又は買受人の買受代金の納付を妨げた者
 - (2) 公売に際して不当に価額を引き下げる目的をもって連合した者
 - (3) 偽りの名義で買受申込みをした者
 - (4) 正当な理由がなく買受代金納付の期限までに代金を納付しない買受人
 - (5) 故意に公売財産を損傷し、その価額を減少させた者
 - (6) (1)から(5)に掲げる者のほか、公売の実施を妨げる行為をした者
- 11 10のいずれかに該当する者については、その事実があった後2年間、公売に参加することを制限します。
- 12 公売財産が不動産である場合において、最高価申込者等又は自己の計算において最高価申込者等に入札等をさせた者が、次のいずれかに該当すると認める場合には、これらの最高価申込者等を最高価申込者とする決定を取り消します。
 - (1) 暴力団員等に該当する者
 - (2) 法人でその役員のうちに暴力団員等に該当する者があるもの
- 13 開札は、公売場所で行いますから、入札者は立ち会ってください。ただし、入札者が立ち会わない場合でも、他の職員立会いの上開札します。
- 14 開札の結果、見積価額以上の入札をした者のうち、最高価の入札をした者を最高価申込者と決定します。この場合、最高価の入札をした者が2名以上あるときは、更に入札をして決定し、なお価額が同じときは、くじで決定します。
また、公売財産が不動産等である場合において、最高価申込者の入札価額に次ぐ高い価額（見積価額以上で、かつ、最高価申込者の入札価額から公売保証金の額を控除した金額以上であるものに限る。）により入札をした者から次順位による買受けの申込みがあるときは、その者を次順位買受申込者に決定します。次順位による買受の申込みは、入札書のチェック欄に○を記入することをもって行ってください。この場合、次順位買受申込者が2名以上あるときは、くじで決定します。
- 15 開札の結果、入札者がいないとき、又は入札者があってもその入札価額が見積価額に達しないときは、直ちに再度入札を行うことがあります。
- 16 入札者が納付した公売保証金は、次により取り扱います。
 - (1) 最高価申込者となった者の納付した公売保証金は、買受代金の一部とします。
 - (2) 最高価申込者とならなかった者の納付した公売保証金は、直ちに返還します。ただし、次順位買受申込者に対しては、最高価申込者が買受代金を納付した後に返還します。
 - (3) 最高価申込者が買受代金の納付期限までにその代金を納付しないときは、公売保証金を返還せず滞納者の未納徴収金に充て、なお残余があるときは滞納者に交付することになります。
 - (4) 10のいずれかに該当する者の納付した公売保証金は、返還せず各執行機関に帰属します。
- 17 最高価申込者に対し、次により売却決定を行います。
 - (1) 不動産等については、公売期日から起算して7日を経過した日から21日を経過した日までの期間内で執行機関の長が指定した日（国税徴収法第106条の2の規定による調査を囑託した場合であって、同日までにその結果が明らかでないときは、その結果が明らかになった日）に行います。
 - (2) 売却決定は、入札書の「入札価額」欄に記載された金額により行います。
- 18 買受代金は代金納付期限までに納付してください。
- 19 公売保証金は、現金又は小切手（銀行の振出しに係るもの及びその支払保証のあるものに限る。）で納付してください。
- 20 買受代金は、現金、小切手（銀行の振出しに係るもの及びその支払保証のあるものに限る。）又は各執行機関の指定口座への振込（振込手数料は買受人の負担になります。）で納付してください。
- 21 買受代金の納付前に換価に係る未納徴収金の完納の事実が証明されたときは、最高価申込者を決定した後又は売却決定をした後であってもその決定を取り消します。
- 22 最高価申込者又は買受人は、換価財産に係る徴収金について滞納処分続行の停止があった場合には、その停止期間中に限り、入札又は買受けを取り消すことができます。
- 23 公売財産の権利移転は、売却決定後に買受代金を納付した時です。したがって、買受代金納付後は、買受人の所有となりますから、財産のき損、焼失等による損害はすべて買受人の負担となります。
- 24 公売財産の権利移転につき登記（登録）を要するものについて、その移転の登記（登録）を請求しようとする買受人は、買受代金納付の日に登録免許税額等に相当する印紙、又は領収証書を添えて請求してください。
- 25 公売場所に出入する者は公売を執行する職員の指示に従ってください。
- 26 その他特に注意すべき事項については、その都度お知らせします。